

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会 長 原口 亨

緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施ならびに
「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

緊急避妊薬については、厚生労働省「医療用から要指導・一般への転用に関する評価検討会議」において、OTC 化する場合の課題や対応策について検討・整理が重ねられ、一部薬局での試験的運用を通じ、更なるデータ・情報集積が必要とされたところです。

今般、厚生労働省医薬局審査管理課より日本薬剤師会が委託を受け、標記事業を実施することとなり、福岡県においては、事業参加薬局(3 薬局)と産婦人科(1 施設)が連携して事業に協力することとなりました。

また、本調査研究が実施されることを踏まえ、処方箋医薬品の取扱いについて、「薬局医薬品の取扱いについて」が一部改正されました。

今回の調査研究事業の実施開始日は、11 月 28 日(火)を予定しておりますので、事業参加薬局等の具体的内容などについては、下記本事業に係るホームページよりご確認ください。

また、マスコミ等からの問い合わせの対応については、事業開始前までは厚生労働省または受託者である日本薬剤師会が窓口となります。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査研究の研究協力機関である薬局以外の薬局においては、処方箋なしで緊急避妊薬を販売することは法令上認められていませんことを念のため申し添えます。

記

※事業ホームページ(現在準備中) 11 月 28 日(火) 午前 10 時公開予定

<https://pharmacy-ec-trial.jp>

<別添>

1. 日薬業発第 280 号 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施ならびに「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について
(令和 5 年 11 月 17 日付け)
2. 日薬業発第 243 号 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業(厚生労働省医薬局審査管理課委託事業)の実施について(協力依頼)
(令和 5 年 10 月 6 日付け)

以 上

日 薬 業 発 第 280 号
令和 5 年 11 月 17 日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施ならびに
「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について

本会が厚生労働省医薬局医薬品審査管理課の委託を受け、「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業」を実施することについては、本年 10 月 6 日付け日薬業発第 243 号にてお知らせしたところです。

貴会には、本事業の円滑な実施のため、多大なるご尽力を賜っておりますこと、御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より、本事業において行うモデル的調査研究について、令和 5 年 11 月 28 日以降、準備が整い次第実施する旨が都道府県衛生主管部局等宛連絡されるとともに、本会にも周知依頼がありました（別添 1）。

また、本調査研究が実施されることを踏まえ、処方箋医薬品の取扱いについて、「薬局医薬品の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 18 日付け、薬食発 0318 第 4 号厚生労働省医薬食品局長）が一部改正されました（別添 2）。

今回の調査研究事業の実施開始日は、11 月 28 日（火）を予定しております。準備の都合上、もし開始日に変更が生じる場合には、すみやかにご連絡いたします。また、現時点で確定していない内容や情報もございますが、一般の方への必要な情報や具体的内容などにつきましては、本事業に係るホームページ（※）においてご案内させていただく予定です。

貴会におかれましては、本件につき貴会会員にご周知いただきますとともに、本事業への引き続きのお力添えを賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査研究の研究協力機関である薬局以外の薬局においては、処方箋なしで緊急避妊薬を販売することは法令上認められていませんことを念のため

申し添えます。

<別添>

1. 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施について（令和5年11月17日付け厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事務連絡）
2. 「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について（令和5年11月17日付け医薬発1117第2号厚生労働省医薬局長通知）

<参考：改正前通知>

- ・「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付け、薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知）

※事業ホームページ（現在準備中）11月28日（火）午前10時公開予定。

<https://pharmacy-ec-trial.jp>

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 17 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)宛てに通知しましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をいただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 5 年11月17日

各

⎧ 都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 ⎫	衛生主管部（局）	御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施について

緊急避妊薬については、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」（以下「評価検討会議」という。）において、医療用医薬品から要指導・一般用医薬品へ転用する際の課題点及び対応策が検討され、対応策の選択・採否にあたり、一部薬局での試験的運用を通じ、更なるデータ・情報の集積が望ましいとされたところです。

評価検討会議での議論を踏まえ、一定の要件を満たす特定の薬局に限定し、試行的に女性へ緊急避妊薬（処方箋医薬品）の販売を行う調査事業を公益社団法人日本薬剤師会に委託し、今般、モデル的調査研究として、令和5年11月28日以降、準備が整い次第実施しますので、貴管内関係団体、関係機関等に対しその実施と研究趣旨について周知方御配慮願います。本調査研究にて緊急避妊薬の販売等を行う薬局の一覧は、後日、本調査研究に関するホームページ（<https://pharmacy-ec-trial.jp>）に掲載する予定です。

なお、処方箋医薬品の販売については、「「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について」（令和5年11月17日付け医薬発1117第1号）を参照してください。

医薬発1117第2号
令和5年11月17日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について

標記について、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て、別添のとおり通知しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

医薬発1117第1号
令和5年11月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長

「薬局医薬品の取扱いについて」の一部改正について

処方箋医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条第1項の規定により、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならないこととされており、この「正当な理由」が認められる場合の取扱いについては、「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「薬局医薬品通知」という。）において定めているところです。

今般、「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業の実施について」（令和5年11月17日付け厚生労働省医薬局医薬品審査管理課事務連絡）により、一定の要件を満たす特定の薬局に限定して、試行的に処方箋医薬品の販売を行う調査事業が実施されることを踏まえ、下記のとおり「正当な理由」について整理しましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、当該整理については、調査事業の実施状況等を踏まえて適時に改正する予定であることを申し添えます。

記

薬局医薬品通知の一部を別添のとおり改正する。

(別添)

改 正 後	改 正 前
第1 処方箋に基づく販売 1. 処方箋医薬品について (1) (略) (2) 正当な理由について 新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。 ①～⑬ (略) <u>⑭ 厚生労働省が実施する緊急避妊薬の販売に関する調査研究のために、当該調査研究の委託を受けた者が作成した研究計画書に基づき、研究協力機関である薬局が緊急避妊薬を販売する場合</u> (略) 2. (略)	第1 処方箋に基づく販売 1. 処方箋医薬品について (1) (略) (2) 正当な理由について 新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。 ①～⑬ (略) (新設) (略) 2. (略)

薬食発 0318 第 4 号
平成 26 年 3 月 18 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬局医薬品の取扱いについて

「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 103 号。以下「改正法」という。)については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(平成 26 年政令第 24 号)により、医薬品の販売業等に関する規制の見直しについては、平成 26 年 6 月 12 日から施行することとされました。

また、「薬事法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 25 号。以下「改正政令」という。)及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 8 号。以下「改正省令」という。)がそれぞれ平成 26 年 2 月 5 日及び平成 26 年 2 月 10 日に公布され、改正法の施行の日から施行することとされました。

改正法による改正後の薬事法(昭和 35 年法律第 145 号。以下「新法」という。)第 36 条の 3 第 2 項においては、薬局医薬品について、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売・授与してはならない旨の規定が新設され、この「正当な理由」の認められる場合については、「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」(平成 26 年 3 月 10 日付け薬食発 0310 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知)第 2 の 5 の (1)において、追ってその内容を通知することとしていたところです。

今般、改正法等の施行に伴い、この「正当な理由」が認められる場合の取扱いを含め、薬局医薬品の取扱いについて下記のとおり定め、改正法等の施行の日(平成 26 年 6 月 12 日)から適用することとしましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 30 日付け薬食発第 0330016 号）は、同日をもって廃止いたします。

記

第 1 処方箋に基づく販売

1. 処方箋医薬品について

（1）原則

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者（以下「薬剤師等」という。）が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新法第 49 条第 1 項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、正当な理由なく、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して処方箋医薬品を販売した場合については、罰則が設けられている。

（2）正当な理由について

新法第 49 条第 1 項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。

- ① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、患者（現に患者の看護に当たっている者を含む。）に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ② 地方自治体の実施する医薬品の備蓄のために、地方自治体に対し、備蓄に係る処方箋医薬品を販売する場合
- ③ 市町村が実施する予防接種のために、市町村に対し、予防接種に係る処方箋医薬品を販売する場合
- ④ 助産師が行う臨時応急の手当等のために、助産所の開設者に対し、臨時応急の手当等に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑤ 救急救命士が行う救急救命処置のために、救命救急士が配置されている消防署等の設置者に対し、救急救命処置に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑥ 船員法施行規則第 53 条第 1 項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え付けるために、船長の発給する証明書をもって、同項に規定する処方箋医薬品を船舶所有者に販売する場合

- ⑦ 医学、歯学、薬学、看護学等の教育・研究のために、教育・研究機関に対し、当該機関の行う教育・研究に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑧ 在外公館の職員等の治療のために、在外公館の医師等の診断に基づき、当該職員等（現に職員等の看護に当たっている者を含む。）に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑨ 臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 12 条第 1 項に規定する業として行う臓器のあっせんのために、同項の許可を受けた者に対し、業として行う臓器のあっせんに必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑩ 新法その他の法令に基づく試験検査のために、試験検査機関に対し、当該試験検査に必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑪ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の原材料とするために、これらの製造業者に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合
- ⑫ 動物に使用するために、獣医療を受ける動物の飼育者に対し、獣医師が交付した指示書に基づき処方箋医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を販売する場合
- ⑬ その他①から⑫に準じる場合

なお、①の場合にあつては、可能な限り医師等による薬局等への販売指示に基づき、④、⑤及び⑧の場合にあつては、医師等による書面での薬局等への販売指示をあらかじめ受けておくなどする必要がある。このうち、④及び⑤については、販売ごとの指示は必要ではなく、包括的な指示で差し支えない（第 2 の 2. において同じ。）。

また、⑥に規定する船長の発給する証明書については、昭和 41 年 5 月 13 日付け薬発 296 号「船員法施行規則の一部改正及びこれに伴う船舶備付け要指示医薬品の取扱いについて」の別紙様式に準じて取り扱われたい（第 2 の 2. において同じ。）。

2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品について

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品以外の医療用医薬品（薬局製造販売医薬品以外の薬局医薬品をいう。以下同じ。）についても、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものである。

このため、処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師などの専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としており、1.

（2）に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤の交付が原則である。

なお、1. （2）に掲げる場合以外の場合であつて、一般用医薬品の販売

による対応を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売を行わざるを得ない場合などにおいては、必要な受診勧奨を行った上で、第3の事項を遵守するほか、販売された処方箋医薬品以外の医療用医薬品と医療機関において処方された薬剤等との相互作用・重複投薬を防止するため、患者の薬歴管理を実施するよう努めなければならない。

第2 使用者本人への販売

1. 原則

薬局医薬品については、薬剤師等が業務の用に供する目的で当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売する場合を除き、新法第36条の3第2項の規定に基づき、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、薬局製造販売医薬品については、改正政令による改正後の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第74条の2第2項の規定により、新法第36条の3第2項は適用されない。

2. 正当な理由について

新法第36条の3第2項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、薬局医薬品を使用しようとする者以外の者に対して販売を行っても差し支えない。

- (1) 大規模災害時等において、本人が薬局又は店舗を訪れることができない場合であって、医師等の受診が困難又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、現に患者の看護に当たっている者に対し、必要な薬局医薬品を販売する場合
- (2) 地方自治体の実施する医薬品の備蓄のために、地方自治体に対し、備蓄に係る薬局医薬品を販売する場合
- (3) 市町村が実施する予防接種のために、市町村に対し、予防接種に係る薬局医薬品を販売する場合
- (4) 助産師が行う臨時応急の手当等のために、助産所の開設者に対し、臨時応急の手当等に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (5) 救急救命士が行う救急救命処置のために、救命救急士が配置されている消防署等の設置者に対し、救急救命処置に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (6) 船員法施行規則第53条第1項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え付けるために、船長の発給する証明書をもって、同項に規定する薬局医薬品を船舶所有者に販売する場合
- (7) 医学、歯学、薬学、看護学等の教育・研究のために、教育・研究機関に対

- し、当該機関の行う教育・研究に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (8) 在外公館の職員等の治療のために、在外公館の医師等の診断に基づき、現に職員等の看護に当たっている者に対し、必要な薬局医薬品を販売する場合
- (9) 臓器の移植に関する法律第 12 条第 1 項に規定する業として行う臓器のあつせんのために、同項の許可を受けた者に対し、業として行う臓器のあつせんに必要な薬局医薬品を販売する場合
- (10) 新法その他の法令に基づく試験検査のために、試験検査機関に対し、当該試験検査に必要な薬局医薬品を販売する場合
- (11) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の原材料とするために、これらの製造業者に対し、必要な薬局医薬品を販売する場合
- (12) 動物に使用するために、獣医療を受ける動物の飼育者に対し、獣医師が交付した指示書に基づき薬局医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）を販売する場合
- (13) その他（１）から（12）に準じる場合

第 3 留意事項

1. 販売数量の限定

医療用医薬品を処方箋の交付を受けている者以外の者に販売する場合には、その適正な使用のため、改正省令による改正後の薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「新施行規則」という。）第 158 条の 7 の規定により、当該医療用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医療用医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者からの当該医療用医薬品の購入又は譲受けの状況を確認した上で、販売を行わざるを得ない必要最小限の数量に限って販売しなければならない。

2. 販売記録の作成

薬局医薬品を販売した場合は、新施行規則第 14 条第 2 項の規定により、品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2 年間保存しなければならない。

また、同条第 5 項の規定により、当該薬局医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

3. 調剤室での保管・分割

医療用医薬品については、薬局においては、原則として、医師等の処方箋に基づく調剤に用いられるものであり、通常、処方箋に基づく調剤に用いられるものとして、調剤室又は備蓄倉庫において保管しなければならない。

また、処方箋の交付を受けている者以外の者への販売に当たっては、薬剤

師自らにより、調剤室において必要最小限の数量を分割した上で、販売しなければならない。

4. その他

(1) 広告の禁止

患者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならない。

(2) 服薬指導の実施

処方箋医薬品以外の医療用医薬品についても、消費者が与えられた情報に基づき最終的にその使用を判断する一般用医薬品とは異なり、処方箋医薬品と同様に医療において用いられることを前提としたものであるので、販売に当たっては、これを十分に考慮した服薬指導を行わなければならない。

(3) 添付文書の添付等

医療用医薬品を処方箋に基づかずに 3. により分割して販売を行う場合は、分割販売に当たることから、販売に当たっては、外箱の写しなど新法第 50 条に規定する事項を記載した文書及び同法第 52 条に規定する添付文書又はその写しの添付を行うなどしなければならない。

以上

日薬業発第 243 号
令和 5 年 10 月 6 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業
(厚生労働省医薬局審査管理課委託事業) の実施について (協力依頼)

平素より本会業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本会では、厚生労働省医薬局審査管理課の委託を受け、「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業」を実施することとなりました。

緊急避妊薬については、厚生労働省「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議（以下「検討会議」という。）」においてスイッチ OTC 化の検討がなされてきたところであり、本年 6 月の第 25 回検討会議において、OTC 化する場合の課題や対応策がとりまとめられるとともに、緊急避妊薬のスイッチ OTC 化の課題の対応策の選択・採否にあたり、一部薬局での試験的運用を通じ、更なるデータ・情報の集積が望ましいとされました。

本事業は、この検討会議のとりまとめを受け、一定の要件を満たす特定の薬局に限定し、試行的に女性へ緊急避妊薬の販売を行うことを通じ、緊急避妊薬の適正販売が確保できるか、あるいは代替手段でも問題ないか等を調査解析するもので、本会として別添のとおり、全都道府において実施いたします。

本事業の実施にあたっては、都道府県薬剤師会のご協力が不可欠となります。貴会におかれましては、本事業の趣旨をご賢察賜り、これまで都道府県薬剤師会向け説明会（本年 7 月 31 日および 10 月 6 日開催）にてご依頼申し上げましたとおり、事業の実施に際して各都道府県における体制整備、具体的には、①緊急避妊薬の販売を行う薬局の選定、②都道府県における関係団体等との連携体制の構築、③事業期間中を通じた薬局での円滑な事業の実施の支援、④その他事業の実施に必要な事項 - についてお力添えを賜りたく、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

<別添>

1. 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業（厚生労働省医薬局審査管理課委託事業）事業概要
2. 厚生労働省医薬局審査管理課委託事業「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業」実施体制

緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業
（厚生労働省医薬局審査管理課委託事業）
事業概要

1 事業概要

（１）事業の背景

緊急避妊薬については、現在のところ、わが国では、医師の処方箋が必要な医療用医薬品であるが、アクセス向上の観点から、医師の処方箋なしで薬局等において購入できるようにすることの要望を踏まえ、医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議（以下「評価検討会議」という。）において、医療用医薬品から要指導・一般用医薬品への転用（いわゆるスイッチ OTC 化）の検討がなされてきた。具体的には、平成 29 年にはスイッチ OTC 化は時期尚早と結論づけられたが、令和 2 年 12 月の第 5 次男女共同参画基本計画において、処方箋なしに緊急避妊薬を利用できるよう検討することが盛り込まれ、さらに令和 3 年 5 月に OTC 化を望む市民団体からの新たな要望を受け、再度議論が開始された。その後、OTC 化する場合の課題や対応策について検討・整理を重ね、令和 5 年 6 月にとりまとめが行われ、検討・整理された緊急避妊薬のスイッチ OTC 化の課題の対応策について、その選択・採否にあたり、一部薬局での試験的運用を通じ、更なるデータ・情報の集積が望ましいとされた。

（２）目的及び期待される効果

本調査事業は、一定の要件を満たす特定の薬局に限定し、試行的に女性へ緊急避妊薬（処方箋医薬品）の販売を行うこと（処方箋医薬品の取扱に関する通知の一部改正が必要）を通じ、緊急避妊薬の適正販売が確保できるか、あるいは代替手段（チェックリスト、リーフレット等の活用等）でも問題ないか等を調査解析する。その結果は、緊急避妊薬が要指導・一般用医薬品として薬事承認申請された際の審査・審議における具体的対応策の選択・採否の一助となる。

（３）実施内容

緊急避妊薬（処方箋医薬品）の試行的販売を行う薬局における、緊急避妊薬の試行的販売の全事例及び処方箋に基づく緊急避妊薬の調剤の全事例を対象とし、販売時の状況等について情報収集を行う。

【実施事項】

①緊急避妊薬（処方箋医薬品）の試行的な販売を行う薬局の選定

緊急避妊薬の調剤実績のある薬局を中心に、調査研究に協力してくれる薬局であって、原則として以下 a～d の条件を満たす薬局を都道府県ごとにあらかじめ

め選定する（全都道府県。1 都道府県につき 3 薬局程度を想定）。

- a. オンライン診療に基づく緊急避妊薬の調剤の研修を修了した薬剤師が販売可能
 - b. 夜間及び土日祝日の対応が可能
 - c. プライバシー確保が可能な販売施設（個室等）を有する
 - d. 近隣の産婦人科医、ワンストップ支援センターとの連携体制を構築可能
- 選定された薬局には、販売開始前に本事業の趣旨や目的、事業内容を周知するための説明会を実施する。

②有識者から構成される班会議の設置

調査研究として実施するため、本事業内に研究班を設置する。研究班において、主にア～ウに示した事項を行う。なお本調査事業は、調査研究として倫理審査委員会の承認を受け実施する。

ア 販売プロトコルの検討

（販売時の情報提供資材の作成を含む。医療用緊急避妊薬製造販売業者の協力を得て作成）

イ 販売時のアンケート調査項目の検討

- A. 薬局に対する販売状況の調査
- B. 購入者及び調剤を受けた者に対するアンケート調査（購入者及び調剤を受けた者には、調査研究の一環であることを説明し、同意を取得すること。）
- C. 薬局と連携する産婦人科に対するアンケート調査

ウ 販売時の情報収集・解析（1 月末までの販売・調剤分を本年度内に解析）

③本事業ホームページの設置（国民への情報提供）

本事業のホームページを立ち上げ、以下の内容について情報提供を行う。

- ・調査研究の説明、利用者への留意事項
- ・参加薬局の一覧（連絡先電話番号、開局時間等を含む）
- ・服薬薬剤に関する情報提供
- ・その他、本事業に関する必要な情報

④調査結果報告書の作成

調査結果に係る報告書を作成する。

2 事業実施期間

令和 5 年 9 月 15 日から令和 6 年 3 月 29 日まで

※日本薬剤師会が受託を受けている本年度の事業実施期間です

厚生労働省医薬局審査管理課委託事業
「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業」
実施体制

(研究班) ※敬称略

亀井 美和子	帝京平成大学薬学部教授	研究代表者
小林 江梨子	城西国際大学薬学部教授	研究分担者
安達 知子	日本産婦人科医会常務理事	研究協力者
種部 恭子	日本産婦人科医会常務理事	研究協力者
中島 理恵	日本大学薬学部講師	研究協力者
齋藤 カルメン	城西国際大学薬学部助手	研究協力者
長津 雅則	日本薬剤師会常務理事	研究協力者
宮川 政昭	日本医師会常任理事	有識者（医師）
濱口 欣也	日本医師会常任理事	有識者（医師）
赤羽根 秀宜	中外合同法律事務所	有識者（弁護士）

(事業実施者の体制)

◎	田尻 泰典	日本薬剤師会副会長	事業責任者
	長津 雅則	日本薬剤師会常務理事	実務責任者
	小林 百代	日本薬剤師会理事	実務担当者

(事務局：業務部 医薬・保険課)